

# 「皆さんの日常の気づきで孤立死を防ぎましょう」 とうべつ見守り安心センターの取り組み

当別町社協が、当別交番、当別消防署、郵便局、新聞配達の販売所、配送業者、福祉サービス事業所等と事業協力承諾書(44事業所)を結び、また、町内会・自治会、民生委員、福祉委員とも連携をし、日常生活や日常の業務の範囲内において、地域住民になんらかの異変を察知した場合、速やかに社協に連絡をしていただきます。

連絡を受けた当別町社協は、速やかに状況を確認し、支援が必要と判断した場合には、関係機関と協議し、必要な支援をおこないます。

ただし、緊急性がある時は、当別交番、当別消防署に連絡していただきます。

平成24年12月からとうべつ見守り安心センター事業を  
取り組み、平成25年10月末までの通報件数は、20件ありました。

## こんな事例がありました。

「匿名の方からの通報 70代男性を最近見かけない(10日間位)自宅に置いてある車も動いていないようだ。」  
男性宅を訪問するが、玄関は除雪されていない。裏口から出入りしているようである。  
隣近所に確認すると、男性は体調が悪く仕事に行っていないようだ。民生委員からの確認情報で、入院後、知人宅で現在療養中であることを確認する。

「愛の訪問サービス利用者さん宅を訪問するが、本人の希望で2日前に届けたヤクルトが玄関に置いたままになっている。次の訪問日に訪問すると、玄関は開いているが、返事がない。前日からの新聞が溜まっている。」  
社協職員が現地に出向き安否確認をする。近隣の友人に聞くと、2日前に体調が悪くなり、救急搬送され入院中と確認できた。(その後ヤクルト販売所に連絡する。)

## 異変を察知するポイント・サイン(例)

・最近カーテンが開閉されていない、室内の電燈が付けっぱなし、または付いていない、ゴミだし場で見かけなくなった、除雪がされていないなど、異変を感じたら当別町社協へご連絡ください。

当別町社協職員が、連絡世帯に出向き安否等の確認をいたします。